

報告事項 1

富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の減額の基準となる

所得（軽減判定基準所得）の計算方法を下表のように改めました。

	平成 30 年度	平成 29 年度
7 割軽減	330,000 円	330,000 円
5 割軽減	330,000 円+ <u>275,000 円</u> ×被保険者数	330,000 円+ <u>270,000 円</u> ×被保険者数
2 割軽減	330,000 円+ <u>500,000 円</u> ×被保険者数	330,000 円+ <u>490,000 円</u> ×被保険者数

(参考・これまでの改正)

	5 割軽減	2 割軽減
平成 25 年度	24.5 万円×(被保険者数-1)	35.0 万円×(被保険者数)
平成 26 年度	24.5 万円×(被保険者数)	45.0 万円×(被保険者数)
平成 27 年度	26.0 万円×(被保険者数)	47.0 万円×(被保険者数)
平成 28 年度	26.5 万円×(被保険者数)	48.0 万円×(被保険者数)
平成 29 年度	27.0 万円×(被保険者数)	49.0 万円×(被保険者数)

経過と今後の予定

平成30年 3月31日 地方税法施行令の一部を改正する政令公布

同日、専決処分

平成30年 4月 1日 改正条例施行

平成30年6月議会 承認を求める議案提出

報告事項 2

富士見市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険条例における運営協議会の名称を改正します。

(改正前) 国民健康保険運営協議会

(改正後) 富士見市国民健康保険運営協議会

報告事項 3

富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）に基づく情報連携において、利用できる事務が追加されるため、条例の文言を対応したものに改正します。

情報連携をすることで、申請者から資料の添付を求めることなく、速やかに事務を進められることにより、申請者の事務負担軽減と、手続きの利便性向上を図ることができます。

(追加項目) 非自発的失業者に係る保険料の届出の軽減